

# 清瀬市立清瀬第三小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、清瀬市のまちづくりスローガン「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をもとに、すべての教育活動を通して、子供たちに自分や友達のよさや違いを認め合い、互いの存在を尊重し、支え合う心や、優しさや思いやりをもって接するなどの豊かな心を育成しようとしています。

しかし、昨今、いじめが大きな社会問題となっています。いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめは、人間の心の成長の過程で、誰もが行ってしまいう危険性のあるものです。見過ごしてしまうことにより、いじめられた子のみならず、いじめている子にとっても、人格の形成にかかる重大な問題となります。

国・都・市・各学校では今までも様々な対応をしてきましたが、いじめの深刻化に伴い、ますます家庭・地域社会が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要となりました。いじめを根絶するためには、日頃の教育活動を通して、子供たち一人一人の心に響く指導をし、いじめを生まない土壌づくりのために、すべての教職員が日々実践することが求められます。

本校では、いじめ問題を克服するために、「いじめ防止対策推進法」及び「清瀬市いじめ防止基本方針」をもとに、「清瀬市立清瀬第三小学校いじめ防止基本方針」を定めます。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

### 具体的ないじめの態様

- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられ、誹謗中傷される等

### いじめ問題に関する基本的認識

- 1 「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと
- 2 いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うこと
- 3 いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っていること
- 4 いじめはその行為の態様によっては暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触すること
- 5 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
- 6 いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- 7 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること

☆児童等は、いじめを行ってはならない。

（いじめ防止対策推進法第4条より）

## 2 いじめ防止等の組織

### いじめ防止対策委員会

#### ○構成

【定例会】校長、副校長、主幹、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年主任、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）

【緊急時】校長、副校長、主幹、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、当該学年全担任、相談を受けた教職員、SC、SSW

#### ○役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実の確認及び対策案の検討
- ・該当児童への指導及び該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化・支援
- ・外部組織への協力要請又は場合によっては警察への相談
- ・緊急時の対応
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施・結果分析

## 3 いじめの未然防止 ～開発的アプローチ

### 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめはどの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、日頃から好ましい人間関係を築きます。

#### ○誰にでも分かる授業づくり

教材や指導計画等を工夫し「分かった」「できた」喜びを十分に味わうことができるようにする。全教室において、ユニバーサルデザインの視点から学習環境を整える。

#### ○「いじめ防止」に関する標語やキャッチフレーズの作成

標語やキャッチフレーズを作り、校内に日常的に掲示することで全校児童の意識化を図る。

#### ○「いじめ」「生命尊重」に特化した授業の実施

教職員がいじめ問題に対して本気で向き合い、子供たちに命の大切さを知らせ、自他の良さや違いを認め、周りへの優しさや思いやりの心を育成していく。

#### ○道徳教育の充実

道徳の時間の資料の工夫や指導方法の工夫を要として、子供たちの心に響き、自らの生き方を振り返ることができるような授業を行う。

#### ○人権教育の充実

子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、出前授業や体験学習を通して人権について考える機会を作る。

#### ○体験活動の充実

地域の人や関係機関、高齢者や乳幼児、障害者等、他者と関わる機会を体系的・計画的に作り、様々な立場や様々な年齢の人への理解を深め、自己有用感やコミュニケーション能力を養う。

#### ○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネット、携帯電話等の使用状況の現状把握に努め、子供たち及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。セーフティ教室において情報モラルについて取り上げる。

#### ○「あいさつ プラス 一言運動」の習慣化

教職員はあいさつに加え、個々の子供に一言言葉かけをしていくことを習慣化する。

### 早期発見の取組

早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から子供たちとの信頼関係を築くことが大切です。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいということを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に感じ取るようにします。

#### ○日々の観察

休み時間や放課後の子供たちの様子に目を配り、学級内の人間関係の様子を把握する。

#### ○教育相談の充実「5年生の全員面接」「いつでも誰とでも相談週間」

1学期には5年生全員と個別面接を行い、スクールカウンセラーの存在を児童に近いものとする。「誰とでも相談週間」は毎月1週間を明記し、子供や保護者が相談しやすい環境をつくる。

#### ○実態調査「記述内容への確実な対応」

年間3回「ふれあいアンケート」を記名式で実施する。気になる回答をした子供には、担任やS・Cが個別に聞き取り、その問題が解決に至っているかどうかを確認し、早期対応につなげる。

#### ○特別支援校内委員会の充実

毎週1回「特別支援校内委員会」を開催し、児童の困り感に即した支援体制を工夫する。

## 5 いじめの早期対応 ～問題解決的アプローチ

### 早期対応の取組

いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な対応を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応します。いじめの再発を防止するため、継続的に見守ります。

#### ○いじめ防止対策委員会の開催

○いじめられた子供や周りの子供たちから速やかに聞き取り、子供の心配や不安を取り除く。

○学校全体で情報共有しながら、事実を正確に聞き取り、対応策を検討する。

○いじめた子供に、相手の苦しみや気持ちに着目させ、「いじめは決して許されない行為」であることの指導を十分に行う。

○双方の保護者への対応を行い、問題解決のための具体策を共に考える。

○教育委員会、関係機関との連携を図る。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(いじめ防止対策推進法第28条より)

### (2) 重大事態への対処

○市教育委員会に速やかに報告し、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、警察等）との連携を図る。

○上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

## 7 家庭・地域との連携

### ○保護者の役割

いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要で、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するものとされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされています。（いじめ防止対策推進法第9条より）

### ○地域の役割

子供が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うようお願いします。

### ○学校・保護者・地域の連携推進

P T Aの各種会議や保護者懇談会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行うなど保護者との連携を推進します。日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして情報提供やいじめ指導に対しての理解・協力を得るようにします。

## 8 資料

### (1) 相談機関連絡先一覧

◆清瀬市教育相談センター・いじめ悩み相談ホットライン	042 (493) 3526
◆清瀬市子ども家庭支援センター	042 (495) 7701
◆東京都児童相談センター	03 (3366) 4152
◆東京都教育相談センター	03 (3360) 8008
◆いじめ相談ホットライン (24 時間)	03 (5331) 8288
◆東京都立小児総合医療センターこころの相談室	042 (312) 8119

### (2) 家庭におけるチェックリスト ※少しでも気になることがあればお知らせください。

学校へ行きたがらない。
「転校したい。」「学校(部活)をやめたい。」と言い出す。
イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
お風呂に入るのをいやがったり、裸になったりするのをいやがる。
学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。
食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹、祖父母に反抗したり、八つ当たりしたりする。
外に出たがらない。
学校の様子を聞いても話したがらない。
不審な電話やいやがらせの手紙や紙切れなどがある。
親の学校への出入りをいやがる。
友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。